６月号．ＮＯ１９４　　平成 25 月 6 月 25 日

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人　税理士　平　本　祐　一

事務所　水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015　梅善ビル 2･3 階
TEL 029（226）0865　FAX　029（226）0793
E-mail　topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

商売は顧客が望むことを見極めることにあります。顧客の立場に成りきって、何を望んでいるか、何に不満を持っているかを想像してみることです。人は自分の立場で物を眺めたり考えたりするため、見えなくなっていることが多いものです。

知識はものを知ることで、智慧はものが解るということです。相手の身に置き換えて考える。自分の立場から離れて考える。これが智慧です。目先にとらわれず、長い目で見る。一面だけ見ないで、多面的に見る。枝葉末節に走らないで、根本を見る。平成の名付け親、安岡正篤氏の物の見方の三原則です。

私の書棚より

○選んだ後は、これを選んでよかったと思えるような姿勢で生きてさえいれば、意味は変わってくる。そして、やりきったと思うことを積み重ねていくと、人生における後悔はだいぶ少なくなっていく。

○あきらめたものが多いほうが、ひとつのことに集中できる。それゆえ成功しやすい。

「走りながら考える」
為末大著　ダイヤモンド社

税務アンテナ

□法人が支払いを受ける損害賠償金は、その支払を受けるべきことが確定した日の属する事業年度の収益に計上するのが原則ですが、実際に支払いを受けた日の属する事業年度の収益に計上することも認められています。

又、営業補償金や経費補償金の名目で将来の逸失利益や経費の補填に充てることを目的として、数年分をまとめて受領した場合には、その受領した日の属する事業年度の収益にすべて計上しなくてはなりません。

なお、個人が受ける慰謝料や見舞金は非課税となりますが、法人が受けるものはすべて収益に計上されます。

□社員に対する経済的利益の供与は給与、又は交際費等になりますが、社内の忘年会等のように、社員全員が参加でき、おおむね一律に供される通常の飲食に要する金額であれば、交際費等ではなく、福利厚生費として、全額を損金の額に算入できます。

又、忘年会等のゲームの景品も社員全員が対象となり、通常要する金額であれば、福利厚生費となります。

なお、社外の者が含まれず、社内の役員や従業員数人のみで行われる忘年会等の飲食費は、一人当たり 5,000 円以下であっても、交際費になります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

7 月の税務スケジュール

10 日	○ 6 月分の源泉所得税の納付 ○特例適用者の 1 ～ 6 月分の源泉税の納付
15 日	○所得税予定納税の減額申請（休日につき 16 日）
31 日	○固定資産税（第 2 期分）の納付 ○ 5 月決算法人の確定申告

31 日	○所得税予定納税（第 1 期分の納付） ○ 11 月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 8 月、11 月、25 年 2 月決算法人の消費税中間申告 ○ 7 月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『今日の一つは明日の二つに勝る』by フランクリン